

子どもの医療費助成制度の現物給付化がスタートします！

◎平成24年4月診療分から、
乳幼児・就学前児童のお子さまの医療費助成制度が変更されます

<変更点>

- ・乳幼児と就学前児童とに分かれていた医療費助成制度が、県下統一で一本化され、名称が「子どもの医療費助成制度」と変わります。
- ・3歳～小学校就学前児童の医療費助成方法が現物給付に変更されます。
- ・保護者負担額が見直されます。



《現行の制度》（平成24年3月受診分まで）

対象者	助成方法	助成範囲	保護者負担額
乳幼児医療費助成制度 (0歳～3歳未満)	現物給付	入院	1医療機関につき 月額 300円
		通院	
就学前児童医療費助成制度 (3歳～小学生未満)	償還払	入院	月額 500円
		通院	



《制度改正後》（平成24年4月受診分から）

対象者	助成方法	助成範囲	保護者負担額
子どもの医療費助成制度 (0歳～小学生未満)	現物給付 (県内医療機関・県外の一部医療機関)	入院	1医療機関につき 月額 上限1,000円
		通院	1医療機関につき 月額 上限500円×2回
	償還払 (県外医療機関)	入院	1医療機関につき 月額 上限1,000円
		通院	1医療機関につき 月額 上限500円×2回

現物給付：受給者証を提示することで、医療機関窓口での保護者負担額が一定額までとなる方式

償還払：医療機関窓口で医療費の全額を支払った後、市への申請によって保護者負担額を除いた医療費が返還される方式

<受給資格の登録>

- ・現在乳幼児・就学前児童医療費助成制度に登録されている方には、3月下旬に保護者宛に受給資格者証を郵送します。改めて登録手続きをしていただく必要はありません。
- ・小学校就学前のお子さまをお持ちの方で、現在ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度を受給されている方は、新規に登録手続きを行っていただく必要があります。該当される方には個別に通知します。詳しくは、市役所担当課までお問い合わせください。

※小学生医療費助成制度については変更ありません。

※調剤費（薬局）の保護者負担はありません。

※平成24年3月までの受診分については現行の乳幼児・就学前児童医療費助成制度が適用されます。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市民課 ☎37-0115

千代田総合支所 市民福祉課 ☎44-3071

脊振総合支所 市民福祉課 ☎59-2111

予防接種

お子さんの受け忘れはありませんか？

3月1日から3月7日は、子ども予防接種週間です。
もう一度母子手帳の記録を確認しましょう！

【定期予防接種】

種類	対象となる子	受け方の注意
麻しん・風しん 混合 (MR)	第1期：生後12ヶ月～24ヶ月未満 第2期：幼稚園・保育園年長児 (相当年齢児) 第3期：中学1年生 (相当年齢者) 第4期：高校3年生 (相当年齢者)	各期1回接種
三種混合	生後3ヶ月～90ヶ月 (7歳半) 未満	4回接種
ポリオ	生後3ヶ月～90ヶ月 (7歳半) 未満	2回接種 (集団接種で実施) ※H23年度は終了しました。 H24年度1回目はH24.4.25 (水) 13:00～脊振診療所にて実施 H24年5月以降の予定は、「予防接種カレンダー」でご確認ください。
BCG	生後3ヶ月～6ヶ月未満	1回接種
日本脳炎	1期：3歳～90ヶ月 (7歳半) 未満 2期：9歳～13歳未満 【特例措置】…H7.6.1～H19.4.1生 20歳未満まで接種対象	1期：3回接種 (スケジュールについては) 2期：1回接種 (主治医とご相談下さい)
二種混合	11歳以上13歳未満	1回接種

【任意予防接種】 接種を希望される方に対し市が接種費用を全額助成しています。

(接種は義務ではありません。) H24年度も助成事業は継続の予定です。

種類	対象となる子	受け方の注意
Hib 小児用肺炎球菌	生後2ヶ月～5歳未満	1～4回接種 (開始年齢により回数異なります)
子宮頸がん	中学1年生～高校1年生の女子	3回接種 初回接種後1～2カ月後に1回 初回接種から半年後に1回接種

子ども手当の手続きは 3月30日までに！

子ども手当特別措置法に伴い、平成23年10月分以降の子ども手当について、受給者全員の方の子ども手当の申請手続きが必要です。3月30日 (金) までに申請手続きをしなければ、平成23年10月分～平成24年4月分の子ども手当を受給することができません。



4月1日以降に申請手続きをすると、その翌月分からの手当の受給となりますのでご注意ください。

ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

神崎市役所 福祉課 ☎37-0110
千代田総合支所 市民福祉課 ☎44-2167
脊振総合支所 市民福祉課 ☎59-2111

※H24年度の「予防接種カレンダー」は市報かんざき4月号に掲載します。

◎問い合わせ先

神崎町保健センター ☎51-1234
千代田町保健センター ☎44-2021
脊振総合支所 市民福祉課 ☎59-2111

相続手続(土地や建物が亡くなった人の名義になっている)
遺言書(死んだら、家や土地の名義はどうなるだろう)
その他 建設業許可・産業廃棄物・内容証明 等

相談は、無料です。

行政書士 榎 繁美

日本行政書士会登録番号 05410974

〒842-0121 神崎市神崎町志波屋3627
TEL0952-53-1747 携帯090-8836-5630
ホームページ ゆずりは 神崎 → 検索

※行政書士には守秘義務があります、お気軽にご連絡ください。

有料広告

正しくごみを分別し、 ごみの減量化に努めましょう

皆様の家庭から出るごみで再利用できるものは、重要な資源です。限りある資源を大切にするため、分別にご協力をお願いします。

指定袋に入れて出す

燃えるごみ

- ・台所のごみは、水切りをしてください。
- ・紙類はなるべく「雑紙類」として出してください。

トレイ

- ・色柄トレイも出せますが、プラスチックのトレイは、「燃えるごみ」で出してください。

ペットボトル

- ・キャップをはずし、中を洗浄し、水切りをしてください。軽くつぶして結構です。



空き缶・空きビン

- ・洗浄し、水切りをしてください。
- ・スプレー缶は使い切り、穴を開けてから出してください。
- ・空缶は軽くつぶして結構です。

燃えないごみ

- ・刃物類やガラス類は、新聞紙などに包んで出してください。

ひもでくくって出す

紙パック(500cc以上)

- ・牛乳パックだけでなく、その他の紙パックも出せます。

新聞・広告、雑誌類

- ・新聞広告と雑誌類は、別々にひもでくくってください。



新聞・広告



雑誌
カタログ類

ダンボール

- ・ダンボールは、断面が波状のもので、菓子箱などは、「雑紙類」か「雑誌類」で出してください。

雑紙類

- ・コピー紙、包装紙、はがき、菓子箱などに付いては、紙袋に入れてひもでくくって出してください。



中身の見える袋で

有害ごみ

- ・蛍光灯等は割れないように蛍光灯の箱に入れ、多いときは、ひもでまとめてください。
- ・乾電池は、蛍光灯などと一緒に入れてください。

粗大ゴミ

粗大ごみステッカーを貼る

- ・手順は、ごみカレンダー別冊の保存版の「粗大ごみ一覧表」に記載しています。

脊振クリーンセンターに直接搬入

- ・ごみカレンダー別冊の保存版の「粗大ごみ一覧表」に直接搬入ができるもの、できないものを記載していますので、確認をお願いします。

注意事項

- ・資源ごみの集団回収実施地区は、そちらに出してください。
- ・指定ごみ袋に入らないごみは、粗大ごみとなります。
- ・詳しくは、ごみカレンダー別冊の保存版をご覧ください。

問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課
☎371-0112

臨時粗大ごみ業者 委託制度について

2t車	積載量	料金
	1/3未満	3,200円
	1/3以上2/3未満	6,400円
	2/3以上	9,600円

に依頼できる制度です。

料金は右表のとおりです。

(※処分料を含む。)

この委託事業の受付は、平日に保健環境課環境係で行います。ごみ出し希望日の1週間前までに環境係へご連絡ください。

従来どおり、自らまたは家族が脊振広域クリーンセンターに持ち込むこともできます。この場合は10kgあたり75円の料金が必要です。(知り合いなどにお願する場合は、事前に環境係までご連絡ください。)

指定委託業者名	住所	電話番号
(株)サンワ環境	千代田町姉1731-1	34-6636
北島造園土木(有)	神埼町城原4169	53-0304
(株)大島産業	吉野ヶ里町吉田2133番地口第1	53-4400
都市環境(株)	神埼町本堀2923-12	53-5505
(有)ミズキ環境	千代田町餘江36-2	44-5205
(有)三神清掃社	神埼町城原2665-1	52-3706
楽満康弘	神埼町本堀1609-5	52-9378
(有)環境開発センター	神埼町志波屋1738番地1	52-2729
佐賀環境整備(株)	千代田町姉67	44-3267

この制度を利用される場合は、右表の指定委託業者から選択をお願いします。なお、これ以外の業者に依頼することはできませんのでご注意ください。

問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課
☎371-0112